

新型コロナウイルス感染症用

保護者様

保育園

新型コロナウイルス感染症による出席停止と届出書の提出について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、医療機関を受診した場合には、医師の指示に従い療養してください。この期間については、出席停止となります。

また、検査キット等により感染を確認し、医療機関を受診しない場合には、下の表を参考に療養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、登園ができるようになりましたら、保護者の方が下の用紙に記入し、提出していただくこととなります。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間及び登園可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ、症状が解熱した後1日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
無症状 検体採取日							
			症状が軽快しても まだ登園できません				
有症状・ 発症日						登園可能	
	発熱等症状						

※当初は無症状であり、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発症した日を発症日として有症状の場合の基準に沿って療養してください。

き り と り

新型コロナウイルス感染症届出書

保育園 様

組 氏名

【療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した場合の医療機関名】 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者名